

2021年5月5日

豊川サッカー協会  
加盟チーム代表者 各位



豊川サッカー協会

豊川市伊奈町南山新田189-9

理事長 孫 勇一

captain\_son14@toyokawa-fa.jp



## 施設利用時のゴミおよび喫煙について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

加盟チームにおかれましては、コロナ禍においてチーム運営に大変ご苦労されていると思いますが、感染拡大防止にご協力を頂きながらサッカーを楽しんでいただけたらと願っております。

さて、スポーツ公園利用時（4種の大会）に近隣住民の方から喫煙およびゴミ処理に関して強い苦情を頂きました。各施設の喫煙に関しては施設管理者が定めたルール範囲内であれば、たばこは吸うことができますが、「サッカー協会としては会員の健康や望まない受動喫煙を考え、協会事業においては公共施設利用時に禁煙をお願いしています。」

また、長年にわたりゴミの問題改善については口酸っぱく言い続けておりますので、加盟チームはもとよりチームに関わる関係者（選手の保護者を含む）を含めて、サッカーだけでなく利用させていただく施設においても、マナー良く利用したいものです。

2020年度の第6回理事会（2020年12月21日開催）において、以下の事項の確認をしております。

<リーグ戦における喫煙場所の件>

現在、豊川市内の公共施設内（指定場所を除く）では禁煙となっており、協会が利用する施設ではほとんど喫煙の指定場所がない状況であることから、施設内においては利用者の車両内においてのみ喫煙を可とすることを確認した。

昨年度の確認時においては1種のリーグ戦を想定しておりましたが、それ以外の種別においても、喫煙に関する事象が発覚しました。そこで以下の通り、協会事業開催時の協会からのお願いをお知らせいたしますので、関係者を含め周知徹底を再度お願いいたします。

- ① 豊川市内の公共施設内（敷地内）の禁煙をお願いいたします。ただし、施設に灰皿等がある場合はこの限りではありませんが、マナーの良い喫煙をお願いいたします。
- ② 公共施設（敷地）外の道路および歩道等においても禁煙をお願いいたします。  
一般道での喫煙は法的には認められていても、第三者から見るとサッカーの関係者はマナーが悪いと見られかねません。可能な限り③の車両内にての対応をお願いいたします。
- ③ 喫煙をしたい方におかれましては、各自の車両内にて対応をお願いいたします。  
該当施設：赤塚山公園、音羽運動公園、市サッカー場、スポーツ公園  
上記以外の施設においては、各施設の利用条件に従ってください。
- ④ ゴミは捨てないことはもとより、各自で持ち帰るようお願いいたします。

加盟チームにおかれましては、協会事業でない場合での利用もあると思いますが、その場合においても可能な限り喫煙およびゴミ処理に関しては十二分にご留意ください。近隣住民の方に見れば、協会事業なのかそうでないのかの判断は難しいですし、いずれにしろサッカー利用者はマナーが悪いと思われること自体、サッカーファミリーとして恥ずかしいこととなりますので、ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

以 上